

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における  
核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる  
改善措置報告書

2026年4月6日

東京電力ホールディングス株式会社

# 目次

1. はじめに.....	2
2. 調査・検討体制.....	2
3. 核物質防護の情報管理に関する要求事項.....	2
4. 発見に至った経緯.....	3
5. 社員Aへの聞き取りによる事実関係.....	4
6. 応急対策.....	6
7. 一連の事案に関する調査.....	7
8. パフォーマンス上の問題点.....	14
9. 根本原因分析.....	15
10. 改善措置計画及び実施状況.....	17
添付資料1 情報管理に関する要求事項.....	19
添付資料2 事案①～④の発生の経緯.....	24
添付資料3 当該文書Aの写しの運搬経路の詳細.....	25
添付資料4 核物質防護秘密該当判断フロー.....	26
添付資料5 核物質防護秘密を含む電子データの検索方法.....	27
添付資料6-1 事案①に関する発見, 応急対策及び調査の経緯.....	28
添付資料6-2 事案②に関する発見, 応急対策及び調査の経緯.....	30
添付資料6-3 事案③及び事案④に関する発見, 応急対策及び調査の経緯.....	31
添付資料7 当該文書Bの電子データの複製経緯(本人への聞き取りとファイルプロパティからの推定).....	34
添付資料8-1 事案①: 核物質防護秘密を複写したことに関する背景要因分析.....	35
添付資料8-2 事案②: 核物質防護秘密を撮影したことに関する背景要因分析.....	37
添付資料8-3 事案③及び事案④: 核物質防護秘密を電子データ化して共用フォルダ及び個人貸与パソコンのローカルフォルダに保存したことに関する背景要因分析.....	39

## 1. はじめに

2025年6月12日、核物質防護秘密が情報保護区域外で保管された状態にあることを当社にて確認した。その後、本社情報保護区域内で核物質防護秘密が撮影され、持ち出されたことを確認した。さらに、核物質防護秘密をスキャナで電子データ化したファイルを柏崎刈羽原子力発電所の共用フォルダ内及び個人貸与パソコンのローカルフォルダ内で確認した。これらの一連の事案に関するパフォーマンス上の問題を含めた事実関係、直接原因、根本原因及び背景要因（核セキュリティ文化上の課題を含む）の特定結果並びにその特定した内容を踏まえた核物質防護秘密の取扱いに係る改善措置活動の計画及びその実施状況について報告する。

## 2. 調査・検討体制

今回の報告書作成にあたり、今回の事案に関与しておらず、また、今回の事案の当事者の指揮命令の影響を受けない社員により、調査・検討体制を構築した。

<調査・検討体制> （役職は2026年4月1日時点）

役割	役職
統括責任者	原子力運営管理部長
ヒアリング、インタビュー、メール確認実施者	原子力運営管理部部長代理
	原子力運営管理部 運営業務グループマネージャー
メール詳細確認、対策検討・とりまとめ	原子力運営管理部 核セキュリティ 管理グループマネージャー
アンケート調査、事案の影響（外部流出）調査、 類似案件調査、報告書とりまとめ	原子力運営管理部 兼 核セキュリ ティ管理グループ 課長

## 3. 核物質防護の情報管理に関する要求事項

核物質防護規定においては、情報管理に関する要求事項を当社の原子力発電所共通の社内マニュアルに定めることとし、情報管理に関して次のとおり要求している。要求事項の詳細を添付資料1に示す。

- ・要件A：情報管理責任者は、核物質防護秘密の複写を禁止とする。複写が必要となった際は複写の必要性を確認の上、情報管理責任者が許可をする。複写にあたっては複写台帳を作成し、これを管理する。
- ・要件B：情報管理責任者は、核物質防護秘密は情報保護区域外、管理情報は発電所外へ持ち出させない。持ち出しが必要な場合には、その必要性を確認の上、情報管理責任者が許可をする。持ち出しにあたっては持出台帳を作成し、これを管理する。
- ・要件C：情報管理責任者は、核物質防護秘密について情報保護区域内の鍵のかかる保管庫に

保管する。

- ・要件D：核物質防護秘密を取り扱う端末は、情報保護区域内に設置し、外部とのネットワークを遮断する。

当社における情報管理責任者の指定は本社では原子力運営管理部長、また、各発電所においては、発電所長により承認される。なお情報管理責任者の責任範囲は、それぞれの箇所に限られる。

#### 4. 発見に至った経緯

今回、確認された事案は、情報の取り扱いに関する管理業務を担う情報管理責任者が、「3. 核物質防護の情報管理に関する要求事項」に沿った手順を踏まずに情報を保管・持ち出し・複写していたものである。なお、一連の事案については、社内の通報が寄せられたことがきっかけとなって調査を開始した。

##### (1) 事案の関係者

- ・社員A：

一連の事案の当事者であり、2025年6月12日に事案が確認された時点では、本社核セキュリティ部門の管理職として、本社の情報管理責任者の指定を受けていた。

なお、それまでの経歴としては、本社核セキュリティ部門の一般職を経験後、柏崎刈羽原子力発電所核セキュリティ部門の管理職となり、同発電所の情報管理責任者の指定を受けていた。

- ・上司B：

一連の事案が確認されたときの社員Aの直属上司。

##### (2) 事案の概要

2025年6月12日、本来、社内マニュアルに従って、情報保護区域内で保管すべき核物質防護秘密を、社員Aが情報保護区域外の執務室内自席にて保管しているとの社内通報が寄せられた。このため、上司Bが社員Aに事実関係を確認したところ、社員Aは事実であることを認め、自席で保管していた核物質防護秘密を含む原子力規制委員会作成の文書（以下、「当該文書A」という）の写しを上司Bに提出した。なお、当該文書Aの写しは柏崎刈羽原子力発電所に勤務していた時期に、社員A自身が所定の手続きを取らずに複写し、本社への人事異動の際に持ち出し、自席で保管していたことを確認した。（以下、本事案を「事案①」という。）

また、事案①の調査の過程で、本社情報保護区域の監視カメラの録画映像を確認したところ、2025年2月10日に、社員Aが情報保護区域内に1名で入り、会社から貸与されたスマートフォンで核物質防護秘密と思われる資料を撮影していたことを確認した（確認日：2025年6月19日）。この行動について社員Aに確認したところ、当該文書Aを撮影し、その内容を基に関係者に当該文書Aを引用したメールを送付していたことを確認した。（以下、

本事案を「事案②」という。）

さらに、2025年10月6日、柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部の部内専用の共用フォルダに、核物質防護秘密を含む柏崎刈羽原子力発電所作成の文書（以下、「当該文書B」という。）をスキャナで電子データ化した3ファイルが保管されていることを柏崎刈羽原子力発電所核セキュリティ部門の管理職が発見した。この3ファイルは、2023年11月27日に実施された行政機関への説明の際の資料を格納するためのフォルダ内に保管されていた。なお、当該電子データはいずれも、柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部内で頻繁に使用されるパスワードが掛けられていた。また、この3ファイルのプロパティを確認したところ、2023年11月22日に社員Aがファイルを作成したものであることを確認した。（以下、本事案を「事案③」という。）

また、事案③の調査の過程で社員Aが使用していた個人貸与パソコンを調査したところローカルフォルダにも同じ3ファイルが本社で使用していたパソコンに1セット、柏崎刈羽原子力発電所で使用していたパソコンに2セット保存されていることを確認した。（確認日：2025年10月15日(本社使用パソコン)、10月23日(柏崎刈羽原子力発電所使用パソコン)）（以下、本事案を「事案④」という。）

## 5. 社員Aへの聞き取りによる事実関係

今回の事案発覚に至るまでの経緯について、社員A本人から聞き取りを行った。内容は以下の通り。また、事案①～④の発生の経緯を時系列順に整理したものを添付資料2に示す。

### (1) 事案①に関する聞き取り

#### <1回目>

- ・2020年11月か12月頃（社員Aは、本社の一般職として、核セキュリティに関する業務を担当）、本社の情報保護区域内に保管されていた当該文書Aを個人の判断で登録台帳への記載は行わず、1部複写し、情報保護区域外の執務室自席にて保管した。  
この行為は、当時、柏崎刈羽原子力発電所でIDカード不正使用事案が発生し、その問い合わせ等が自分に多数寄せられることを想定したもので、他の利用意図はなかった。
- ・2021年4月1日に柏崎刈羽原子力発電所核セキュリティ部門の管理職として人事異動となり、その際、本社の自席に保管していた当該文書Aの写しを柏崎刈羽原子力発電所の情報保護区域外の執務室まで手持ちで運搬し、その後、自席の施錠している引き出しに保管した。この時の当該文書Aの写しの運搬経路の詳細を添付資料3に示す。

#### <2回目>

- ・2024年3月頃（当時、柏崎刈羽原子力発電所の情報管理責任者に指定されていた）、情報保護区域内に保管されている最新の当該文書Aを1部複写した。この際、持出台帳や登録台帳への記載は行わず、情報保護区域外に持ち出して複写し、執務室自席の施錠された引き出し内に保管した。なお、このタイミングで、それまで自席で保管していた（2021年4月に発電所に人事異動になった際に持参した）当該文書Aの写しはシュレッターにて

処分した。

- ・当該文書Aは2024年2月までに途中2回改訂されているが、この2回の改訂では大きな変更はなかったことから複写はしていない。最新の当該文書Aは大きな変更があったため、自席で保管していた当該文書Aの写しを最新版に差し替えた。
- ・2024年7月1日に柏崎刈羽原子力発電所から本社に人事異動となり、その際、柏崎刈羽原子力発電所の自席に保管していた当該文書Aの写しを本社の情報保護区域外の執務室自席まで手持ちで運搬し、自席の施錠している引き出しに保管した。この時の当該文書Aの写しの運搬経路の詳細を添付資料3に示す。

## (2) 事案②に関する聞き取り

- ・2025年2月10日に情報保護区域内で個人貸与のスマートフォンで撮影したものは当該文書Aである。撮影した資料と同じものを自席の引き出しにも保管していたが、急ぎで対応しなければならない業務がある中、周りの目を気にしていたため、自席の保管している資料は参照せず、情報保護区域内に保管されている資料を撮影した。
- ・個人貸与のスマートフォンで撮影した目的は、福島第二原子力発電所の防護措置をめぐる意見交換の中で、その防護措置の内容を確認するため、当該文書Aの一部を撮影したものである。このため、撮影した画像そのものを送付する必要が無かったことから、核物質防護秘密に該当しないように、考え方のみを抜粋してメール本文に転記し、本社と同発電所の関係者16名に送付したものである。
- ・(今回の調査を踏まえて) 2025年6月22日に個人貸与のスマートフォンの内部のデータを検索したが、撮影した画像は残っていなかった。メール本文に転記した後に削除したかどうかについては、記憶していない。

## (3) 事案③及び事案④に関する聞き取り

- ・柏崎刈羽原子力発電所において、2023年11月の行政機関への説明の際に、当該文書Bをスキャナで電子データ化した記憶がないが、個人貸与パソコンに保存されていたこと、プロパティのファイル作成者が自分であること等を踏まえるとメンバーに指示してスキャンさせたものではなく、自分自身でスキャンしたものとする。
- ・行政機関への説明は、自分が行ったと思う。
- ・2023年11月の行政機関への説明において、当該電子データを投影して説明した記憶はない。ただし、説明当日に、当該文書Bを確認した上で質問に回答した可能性はある。
- ・行政機関への説明であれば、会場はビジターズハウス会議室で、説明のために個人貸与パソコンを持ち込んで使用したと思う。
- ・説明資料等の容量が大きい場合、表示中に(パソコンの動作が)固まることが度々発生していたため、説明を円滑に進めるために、共用フォルダの説明資料(3ファイル

- 一式)を個人貸与パソコンにもコピーしていたのだと考える。
- ・他のメンバーが当該共用フォルダに当該文書Bの電子データが保存されていることを知っていたかどうかについては把握していない。
  - ・当該文書Bを投影するつもりで準備したか、手持ち資料として準備したか記憶にないが、行政機関への説明事項の中に当該文書Bに記載されている内容があったので、準備したものと思われる。(電子データを保存した)記憶がないので、しっかり説明するつもりで準備したものではなかったと思う。
  - ・行政機関への説明対応で新たな資料の作成が必要であれば、メンバーに作成を依頼したと思うが、新たに作成が必要な資料はほとんどなく、当該文書Bとは別の簡易な資料も準備したが、1人で準備できる程度のものであった。
  - ・上位職には、このときの説明資料については相談していない。これは、現場対応業務を主に当該上位職が対応し、行政機関への対応業務については、自分に任されていたためである。

## 6. 応急対策

- ① 社員Aが所持していた当該文書Aの写し(紙媒体)を没収し、情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。  
【対策完了日】2025年6月12日
- ② 上司Bは、社員Aの本社情報管理責任者の指定を解除。  
【対策完了日】2025年6月16日
- ③ 情報保護区域内で核物質防護秘密を取り扱う場合並びに核物質防護秘密を情報保護区域外に持ち出す場合又は授受・運搬する場合は、2名以上で相互に監視できる状態とすることをルール化。  
【対策完了日】2025年6月20日
- ④ 再複写が困難な特殊用紙(再複写すると、黒く塗りつぶされて印刷されるもの)に当該文書Aの使用頻度の高い箇所を必要な部数を複写。  
【対策完了日】  
本社：2025年8月5日、  
柏崎刈羽原子力発電所：2025年9月8日
- ⑤ 事案②に関連して、社員Aが本社及び福島第二原子力発電所の関係者16名に送付したメールの内容は、核物質防護秘密に該当しないものと判断しているが、念のためメールを

削除。

【対策完了日】

2025年8月25日

- ⑥ 共用フォルダに保存されていた核物質防護秘密の電子データのパスワードを、セキュリティ部門で汎用的に使用されるパスワードから、現在の柏崎刈羽原子力発電所情報管理責任者の1名のみが知るパスワードへ変更。

【対策完了日】

2025年10月6日

- ⑦ 共用フォルダからの当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、柏崎刈羽原子力発電所情報保護区域内の鍵付き保管庫に収納し、共用フォルダから当該電子データを削除。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。

【対策完了日】

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所共用フォルダ：2025年10月10日
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所共用フォルダバックアップデータ：2025年11月15日

- ⑧ 当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、本社情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納し、個人貸与パソコンローカルフォルダから当該電子データを削除。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。

【対策完了日】

- ・ 本社における社員Aへの個人貸与パソコンローカルフォルダ：2026年2月2日
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における社員Aへの個人貸与パソコンローカルフォルダ：2025年10月23日

## 7. 一連の事案に関する調査

### (1)調査方策

- ① 事案①と同様の事案が発生していないことの調査

#### i)アンケートの実施

対象者: 2020年4月以降<sup>\*</sup>に、秘密情報取扱者に指定されている現役の当社全社員（アンケート実施前に「ii)インタビューの実施」の対象者は除く）。

アンケート項目：

- ・ 核物質防護秘密の不適切な取り扱い（ルールに基づかない複製、撮影、持ち出し、保管）を行ったことがある。

・核物質防護秘密の不適切な取り扱いを行っていることを見たことがある。

ii) インタビューの実施

対象者：

- ・2020年4月以降※にセキュリティ関係の業務を行っていた管理職又はチームリーダーで主要ポストに所属していた人（退職者含む）
- ・「i) アンケートの実施」で「不適切な行為をしたことがある」又は「不適切な行為を見たことがある」と回答した人

※ 2020年9月に柏崎刈羽原子力発電所でIDカード不正使用事案が発生以降、当該文書Aを確認する頻度が増加したことから、同事案が発生した時期を含む期間として、2020年4月以降に核セキュリティ部門で核物質防護秘密を取り扱うことができた人を調査対象者とした。

② 本社情報保護区域内録画映像の確認

核物質防護秘密の適切な管理を目的として本社情報保護区域内に設置している録画機能を有する機器により核物質防護秘密を閲覧しているときの行為（対象者全員）を確認する。（対象期間：2024年12月23日※1～2025年6月16日※2）

※1：全数調査を開始した時点で映像が残っている最も古いデータ日時

※2：グループ内に事案周知した日

③ 社員Aの送信メール調査

2020年7月以降※の社員Aの送信メールを調査し、核物質防護秘密の漏えいが無いか確認する。

※ 2020年9月に柏崎刈羽原子力発電所でIDカード不正使用事案が発生以降、当該文書Aを確認する頻度が増加したことから、同事案が発生した時期を含む期間として、2020年7月以降に社員Aが送信したメールを対象とした。

④ 社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認

社員Aの個人管理什器内の書類を確認し、他に核物質防護秘密に該当する資料が無いか確認する。核物質防護秘密該当判断フローを添付資料4に示す。

⑤ 社員Aの個人貸与パソコンのローカルフォルダ内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認

社員Aの個人貸与パソコンのローカルフォルダ内に他に核物質防護秘密に該当する電子データが保管されていないか確認する。核物質防護秘密を含む電子データの検索方法を添付資料5に示す。

⑥ 共用フォルダのアクセス可能人数の調査

事案③に関し、当該電子データにアクセス可能な人数及び当該電子データへのアクセスが許可されている人数について調査する。

⑦ 共用フォルダに保管されていた当該文書Bの電子データのアクセスログの確認

共用フォルダに保管されていた当該文書Bの電子データが漏えいしていないことを確認するため、アクセスログを調査する。

⑧ 2023年11月の行政機関への説明の同席者への聞き取り

2023年11月の行政機関への説明に同席していた可能性がある当社社員に当該文書Bをどのように説明していたか聞き取りを行う。

⑨ 個人貸与パソコンから核物質防護秘密が漏えいしていないことの確認

社員Aが使用していた個人貸与パソコンのその後の行方を確認し、核物質防護秘密の漏えいが無いか確認する。

(2)調査結果

一連の事案に関する発見、応急対策及び調査の経緯を添付資料6-1、添付資料6-2及び添付資料6-3に示す。

① 事案①と同様の事案が発生していないことの調査

i) アンケートの実施

対象人数：社員454名（退職者、出向/派遣者、休職者を除く）

実施期間：2025年7月23日～8月28日

ii) インタビューの実施

対象人数：54名

実施期間：2025年7月14日～8月8日

iii) 調査結果

i)の結果、「核物質防護秘密の不適切な取り扱い（ルールに基づかない複製、撮影、持ち出し、保管）を行ったことがある」と回答した人はいなかったが、「核物質防護秘密の不適切な取り扱いを行っていることを見たことがある」と回答した人が5名いた。

i)で「核物質防護秘密の不適切な取り扱いを行っていることを見たことがある」と回答した5名にインタビューをした結果、そのうちの2名から事案①に関する補足的な情報が得られた。なお、インタビューをした5名の中には事案①の発覚のきっかけとなった通報者も含まれている。

また、ii)のインタビューにより、前述のi)で実施したインタビュー対象者とは別

の3名から事案①に関して補足的な情報が確認された。

前述の i)及び ii)の5名から得られた補足的な情報はいずれも、柏崎刈羽原子力発電所において見聞したときの情報であり、その内容は次の通り。

・インタビュー対象者①

2024年頃、社員Aが柏崎刈羽原子力発電所勤務時に引き出しの中から当該文書Aを出して見せられた。情報管理責任者なのでしかるべき手続きを取った上で自席で保管しているのだろうと思ったので、当時はそれが悪いことだとは思わなかった。

・インタビュー対象者②

核物質防護に関するトラブルがあり、当該文書Aの確認が必要となった際に、社員Aが引き出しからファイルを出して、当該文書Aの内容と一緒に確認したことがある。その1回だけではなく、同じファイルを取り出して当該文書Aの内容を確認していた様子は複数回見たことがある。

柏崎刈羽原子力発電所では多くの人がその様子を見ていたと考えている。

「まずいのでは、ないか」と感じたが、情報管理責任者なので、特別な手続きをした上で手元に置いているのであろうと考え、その場で意見することはなかった。

・インタビュー対象者③

社員Aが何らかの情報（当該文書Aに近いもの）を持っているのは知っていたが、不正に取得した当該文書Aだとは思っていなかった。情報管理責任者の責任のもと、そういうものが必要なのだろうと思っていた。当時はそれが違反になるものだとは認識していなかったので、社員Aに確認することはしなかった。また、（社員Aが柏崎刈羽原子力発電所から本社に人事異動になった際に、当該文書Aを引き継ぐか訊かれたが、）自分には不要な資料と考えて、引き継がなかった。

・インタビュー対象者④

はっきりとは聞いてないので不確かではあるが、社員Aが見ているかもしれないと聞いたことがある。

・インタビュー対象者⑤

社員Aが持っていたのは知っていた。情報管理責任者なので手続きを取って持っていたのだと思っていた。

いずれも社員Aが当該文書Aの写しを持っていることを知っていた、あるいは社員Aから当該文書Aの写しを見せられたことがあるとの情報である。また、5名ともに、社員Aは情報管理責任者であったことから、必要な手続きを取って当該文書Aの写しを所持しているものと考えていたとの主旨を証言している。

また、社員A以外による当該核物質防護秘密の不適切な取扱いは確認されなかった。

② 本社情報保護区域内録画映像の確認

実施期間：2025年6月17日~7月14日

調査結果：2025年2月10日に社員Aが個人貸与のスマートフォンで撮影した以外には、不正行為（無許可持ち出し、撮影）は確認されなかった。

③ 社員Aの送信メール調査

実施期間：2025年7月9日~8月25日

調査結果：核物質防護秘密の漏えいは確認されなかった。

④ 社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認

実施期間：2025年6月17日

調査結果：社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことを確認した。

⑤ 社員Aの個人貸与パソコンのローカルフォルダ内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認

実施期間：2025年10月15日~2026年3月6日（本社における個人貸与パソコンのローカルフォルダ）

2025年10月23日~2026年3月6日（柏崎刈羽原子力発電所における個人貸与パソコンのローカルフォルダ）

調査結果：社員Aの個人貸与パソコンのローカルフォルダ内に他に核物質防護秘密に該当する電子データが保管されていないことを確認した。

⑥ 共用フォルダのアクセス可能人数の調査

実施期間：2025年10月16日~10月30日

調査結果：

- ・共用フォルダの当該電子データへのアクセス可能人数  
386名（2025年10月30日現在、推定人数）
- ・柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部内で頻繁に使用されるパスワードを知っている人数  
386名（2025年10月30日現在、推定人数）
- ・そのうちの秘密保持義務者の人数  
92名（2025年7月11日現在、推定人数）
- ・そのうちの秘密情報取扱者の人数  
92名（2025年7月11日現在、推定人数）
- ・そのうちの当該文書Bにアクセス可能な人数

92名 (2025年7月11日現在, 推定人数)

⑦ 共用フォルダに保管されていた当該文書Bの電子データのアクセスログの確認

実施期間：2025年10月7日～11月25日

調査結果：ファイルが保存されてから社員Aを除く6名の者が当該文書Bの電子データにアクセス（ファイルの閲覧）したことを確認した。また、社員Aを含む当該電子データにアクセスした7名はいずれも、アクセス当時秘密情報取扱者で、かつ当該の当該文書Bの取扱が可能な者であることを確認した。6名に聞き取りを行った結果、いずれも当該電子データを閲覧したのみで、別の場所への複製、メールへの添付、印刷、画面の撮影等の不正行為を行っていないことを確認した。なお、6名のうちの5名については、情報管理に係る管理職3名と、検査対応業務に携わる一般職2名であり、共用フォルダに当該電子データが保存されていることが確認されてからアクセスしており、事案③の調査・対応のためにアクセスしたものであった。

また、アクセスログの確認結果より、当該電子データが保存された2023年11月22日から、行政機関への対応を行った11月27日までの間に、当該電子データにアクセスした記録があるのは、社員Aのみであった。

以上のことから、行政機関への対応の準備及び当日の対応として、当該電子データに関与したのは、社員Aのみであった。

表1 当該電子データへのアクセス者リスト

識別番号	アクセス期間	アクセス回数
社員A	2023/11/27 12:48 ～ 2023/11/27 13:34	12
一般職①	2024/05/07 11:38 ～ 2024/05/07 11:43	2
管理職②(発見者)	2025/10/06 17:18 ～ 2025/10/09 16:40	27
一般職③	2025/10/06 17:45 ～ 2025/10/06 17:47	3
一般職④	2025/10/06 19:39 ～ 2025/10/06 19:42	4
管理職⑤	2025/10/06 19:57 ～ 2025/10/06 19:58	2
管理職⑥	2025/10/10 09:49 ～ 2025/10/10 10:12	4

⑧ 2023年11月の行政機関への説明の同席者への聞き取り

実施期間：2025年10月16日

調査結果：2023年11月の行政機関への説明に同席していた可能性がある当社社員は社員A以外に5名になるが、そのうちの1名は退職済みであるため、4名に聞き取りを行った。その結果は以下の通り。

・同席者①

おそらく、当該文書Bは投影していないと思う。

行政機関への対応は社員Aの下で、メンバーも対応していたと思うが、当該文書Bの電子データを準備したのは、メンバーに指示したものではなく、自ら準備したものと思われる。

・同席者②

当該文書Bは投影していないと思う。

・同席者③

当該文書Bを投影していたか記憶にない。

・同席者④

当該文書B説明時に同席していたか記憶にない。実証訓練の準備に携わっていたので同席していなかったのではないか。

⑨ 個人貸与パソコンから核物質防護秘密が漏えいしていないことの確認

実施期間：本社で使用していたパソコン：2025年10月16日～12月24日

柏崎刈羽原子力発電所で使用していたパソコン：2025年10月16日～12月19日

調査結果：<本社で使用していた個人貸与パソコンの行方>

パソコン本体が故障したため、2025年9月4日に委託先にて外部記憶媒体にデータの吸い上げを実施した。その後、2025年10月6日にパソコン本体を千葉県内の当社施設に送付し、2026年2月2日にパソコン内のデータを復元不能な方法で削除した。

<柏崎刈羽原子力発電所で使用していた個人貸与パソコンの行方>

2024年6月末に同発電所から本社に人事異動となった後、同発電所の共用パソコンとして同発電所総務グループの委託先にて保管していた。その後、2025年4月4日に起動確認中に不具合を確認したことから、故障パソコンとして、2025年5月14日に千葉県内の当社施設に送付していた。その後、2025年10月23日に当該パソコンを取り寄せ、電子データをフォルダごと削除した。

<核物質防護秘密が漏洩していないことの確認>

千葉県内の当社施設で社員Aが使用していたパソコンを保管していた時期があるが、保管場所は、3重の施錠がされたエリアにあり、許可された者しか入域できないこと、また、社員Aのログインパスワード情報を知らない限り当該文書Bの保存されている当該パソコンのローカルフォルダにアクセスできないことから、核物質防護秘密の漏えいの可能性は考えられない。また、故障パソコンからデータを復旧した委託先は当該ファイルにアクセスできたが、同社との

復旧作業に当たり、秘密保持契約を締結しており、委託先より同契約に基づき取扱いデータの漏えいがなく作業を完了したことの報告を得ているため、核物質防護秘密の漏えいは無いと判断している。

社員Aへの聞き取りの結果と保存されていた電子データのプロパティから推定した当該文書Bの電子データの複製経緯を添付資料7に示す。

以上の結果より、社員Aは核物質防護秘密に該当するメールは送信していないこと、共用フォルダに保存された核物質防護秘密の電子データの外部への漏えいは確認されなかったことから、核物質防護秘密の外部への漏えいはなかったと判断している。また、社員Aの行為は、核物質防護秘密を漏らすことを目的とするような悪意によるものでは無いことを確認した。

## 8. パフォーマンス上の問題点

「3. 核物質防護の情報管理に関する要求事項」に記載した要件についての適合性を以下に示す。

<要件A～C>

- 事案①の1回目の核物質防護秘密の複写については、2020年11月～12月当時、社員Aは、情報管理責任者に指定されておらず、情報管理責任者の許可を取らずに複写及び持ち出しをしていた。また、複写台帳及び持出台帳の記載も行わずに、情報保護区域外の自席の引き出しで当該文書Aを保管していた。
- 事案①の2回目の核物質防護秘密の複写については、2024年3月当時、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載も行わずに、情報保護区域外の自席の引き出しで当該文書Aを保管していた。
- 事案②の核物質防護秘密の撮影については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、2025年2月当時、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載も行わずに、情報保護区域外にスマートフォンを持ち出して保管していた。
- 事案③の核物質防護秘密をスキャナで電子データ化した行為については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、2023年11月当時、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載も行わずに、情報保護区域外に設置されたファイルサーバに電子データを保管していた。
- 事案④の核物質防護秘密の電子データを個人貸与パソコンのローカルフォルダに複製した行為については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、2023年11月当時及び2024年7月当時、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載も行わずに、情報保護区域

外に設置している個人貸与パソコン内に電子データを保管していた。

- 以上のことから、事案①～④のいずれにおいても、要件A～Cに定められた手順に依らない行為であり、情報管理の要求事項を満足しない不適合である。

#### <要件D>

- 事案②では、個人貸与のスマートフォン内に核物質防護秘密を撮影した電子データを保存したもので、外部のネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていなかった。
- 事案③では、核物質防護秘密をスキャンした電子データが情報保護区域外の共用フォルダに保存されており、社内のネットワーク上から、セキュリティ管理部に所属しているメンバーであれば閲覧できる状態となっていた。
- 事案④では、情報保護区域外の個人貸与パソコンのローカルフォルダに核物質防護秘密の電子データを複製したもので、社内外のネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていなかった。
- 以上のことから、事案②～④のいずれにおいても、要件Dに定められた手順に依らない行為であり、情報管理の要求事項を満足しない不適合である。

## 9. 根本原因分析

### (1) 直接原因及び問題点の抽出

事案①、事案②、事案③及び事案④についての背景要因分析結果を、添付資料8-1、添付資料8-2及び添付資料8-3に示す。直接原因としては、社員Aのルール遵守に対する意識が薄かったことにより、核物質防護秘密を持ち出し、複写と紙媒体保管（事案①）、撮影（事案②）及びスキャンと電子データ保存（事案③及び事案④）に至ったものである。さらに、背景要因分析の結果から抽出された問題点は次の通り。

問題点①：情報保護区域に一人で入室し、許可なく核物質防護秘密を持ち出し、複製することを物理的に制限する仕組みがなかったこと。

問題点②：核物質防護秘密の不適切な持ち出しを把握できる仕組みが不足していたこと。

問題点③：一部の社員は、社員Aの不適切な行為を見聞きしているが、その行為がルールを逸脱していることを見抜くことができず、他の人に言い出さなかったこと。

### (2) 根本原因の分析

添付資料8-1、添付資料8-2及び添付資料8-3の背景要因分析を基に、(1)の問題点の根本原因を分析した結果を次に示す。

- 核物質防護秘密を情報保護区域から持ち出した後は、他人の監視が無ければ、容易に複写することができた。

- 情報管理責任者はルールを守らせる立場であり、情報管理責任者自らがルールを守っていないとは誰も疑いを持たなかった。
- 誰でも内部脅威者になり得るというリスク認識を組織全体として醸成できていなかった。今回の社員Aの一連の行為は、核物質防護秘密を漏えいすることを目的とするものではなかったが、もし、内部脅威者が存在した場合には、物理的対策上の抜け道になり得る可能性があった。  
これは、「核セキュリティ文化醸成の基本方針」のうち、核物質防護業務従事者における「① 内部及び外部に脅威が実際に存在することを忘れない」という点に弱さがあったものと認識している。
- 核物質防護秘密は、情報保護区域内で閲覧することを基本としており、核物質防護秘密を参照しながら資料を作成したり、問い合わせ対応をしたりする業務を行うという観点で、情報保護区域は執務をするには十分な環境になっていなかった。
- 2023年12月28日に公表した「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる原因分析再検証・改善措置実施報告書」を取りまとめる段階において、今回の一連の事案を発見することができなかった原因は、当該社員A以外はその事実を把握していなかったこと、また、断片的にその事実を知り得た社員にあっても核セキュリティ業務に精通している社員がそのような不適切な行為を起こすはずがないと思い込んでいたことから、誰からも言い出さなかったことによるものである。

なお、事案①に至った動機として、次に示す点が背景要因としてあったことを併せて確認した。

- 社内外からの問い合わせに回答する際、核セキュリティ部門として当該文書Aをよく理解し、正確に回答する必要があった。
- 当該文書Aを抛り所とする社内外からの問い合わせが頻繁に発生し、社員Aよりも核物質防護業務に精通している人が周囲にいない状況で、回答に時間をかけたくなかった。
- 社員Aによる事案①の1回目の行為が行われた2020年11月～12月当時は、核セキュリティ部門の要員が十分に確保されておらず、その後に改定した「核セキュリティ文化醸成の基本方針」のうち、組織トップにおける「② 必要な経営資源の投入」という点で改善途上にあった。特に核物質防護管理者のオーバーワークが問題視されており、対策に取り組んだ結果、柏崎刈羽原子力発電所核セキュリティ部門の管理職は確実に増員している。具体的な管理職の増員状況は次の通り。
  - 2021年4月（社員Aが柏崎刈羽原子力発電所の管理職に人事異動となった時期）  
3名
  - 2023年11月～2024年3月（事案③、事案④及び事案①の2回目が行われた時期）  
7名
  - 2026年3月（現在）

10名

しかしながら、事案①の1回目の行為に至るきっかけは、要員不足も一因であったが、その後の要員の補充状況を踏まえると、要員不足が継続しているとは考え難く、社員Aのルール遵守に対する意識が薄かったことが支配的な要因であったものと分析している。

## 10. 改善措置計画及び実施状況

9.に示した直接原因、根本原因を踏まえて、以下の再発防止対策を講じる。

対策Ⅰ：核物質防護秘密アクセスに対する2人ルールの物理的な制限

- 核物質防護秘密にアクセスするためには、情報管理責任者といえども一人では行えないよう、物理鍵又は生体認証装置を多重化する等の方法により、複数の人の操作を必要とする物理的対策を講じる。

<実施状況>

本社：2025年8月26日完了

柏崎刈羽原子力発電所：2025年8月25日完了

<対策実施責任者>

本社：原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所：発電所長

対策Ⅱ：監視カメラ映像の定期的な確認

本対策の実施責任者が映像確認者を指名し、指名された映像確認者は、核物質防護秘密の鍵を貸し出した時の監視カメラ録画映像を定期的に確認する。

<実施状況>

本社：2025年7月14日完了。継続的に監視カメラ録画映像を確認中

柏崎刈羽原子力発電所：2025年8月5日に録画機能を有するカメラを暫定的に設置済み。定期的な確認を実施予定（2026年4月中に開始予定）

<対策実施責任者>

本社：原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所：発電所長

対策Ⅲ：核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持ち込み物品の相互確認

6.③の応急対策に加えて、情報保護区域で核物質防護秘密を取り扱う場合は、取扱者同士による持ち込み物品の相互確認（ピアチェック）を実施する。

<実施状況> 本社、柏崎刈羽原子力発電所：2025年9月9日完了

<対策実施責任者>

本社：原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所：発電所長

対策Ⅳ：核物質防護秘密を取り扱う執務環境の改善

核物質防護秘密を取り扱うことのできる情報保護区域内で、2人ルールを確保しつつも、個人貸与パソコンの持ち込みによる問い合わせ対応や資料作成が行える執務環境となるよう改善する。

<実施状況>

本社：現状でも情報保護区域内で執務可能であるため、対策済み

柏崎刈羽原子力発電所：現在の情報保護区域を拡張する

(2026年12月末完了目標)

<対策実施責任者>

柏崎刈羽原子力発電所：発電所長

対策Ⅴ：情報管理責任者等に対する研修の実施

核物質防護業務従事者のうち、情報管理に関する責任を有する各発電所の核物質防護管理者及び本社及び各発電所の情報管理責任者が参加する研修を本社原子力運営管理部が主催し、経営層に近い原子力リーダー※1の立場から情報管理責任者への期待事項を伝達するとともに、情報管理の課題解決に向けた討議を実施

※1 「原子力リーダー」とは、社長、原子力・立地本部長、福島第一廃炉推進カンパニープレジデント、本社原子力部門部長及び原子力発電所長等をいう。

<実施状況> 研修計画は策定済み。(2026年4月実施予定)

<対策実施責任者>

原子力運営管理部長

以 上

## 添付資料1 情報管理に関する要求事項

### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

#### （核物質防護規定）

第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

#### （保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の保全

二 発電用原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

#### （核物質防護規定）

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）**

（発電用原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第二十条の四 法第四十三条の三の二十二第二項に規定する政令で定める場合は、発電用原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

**実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）**

（防護措置）

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

（略）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

へ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

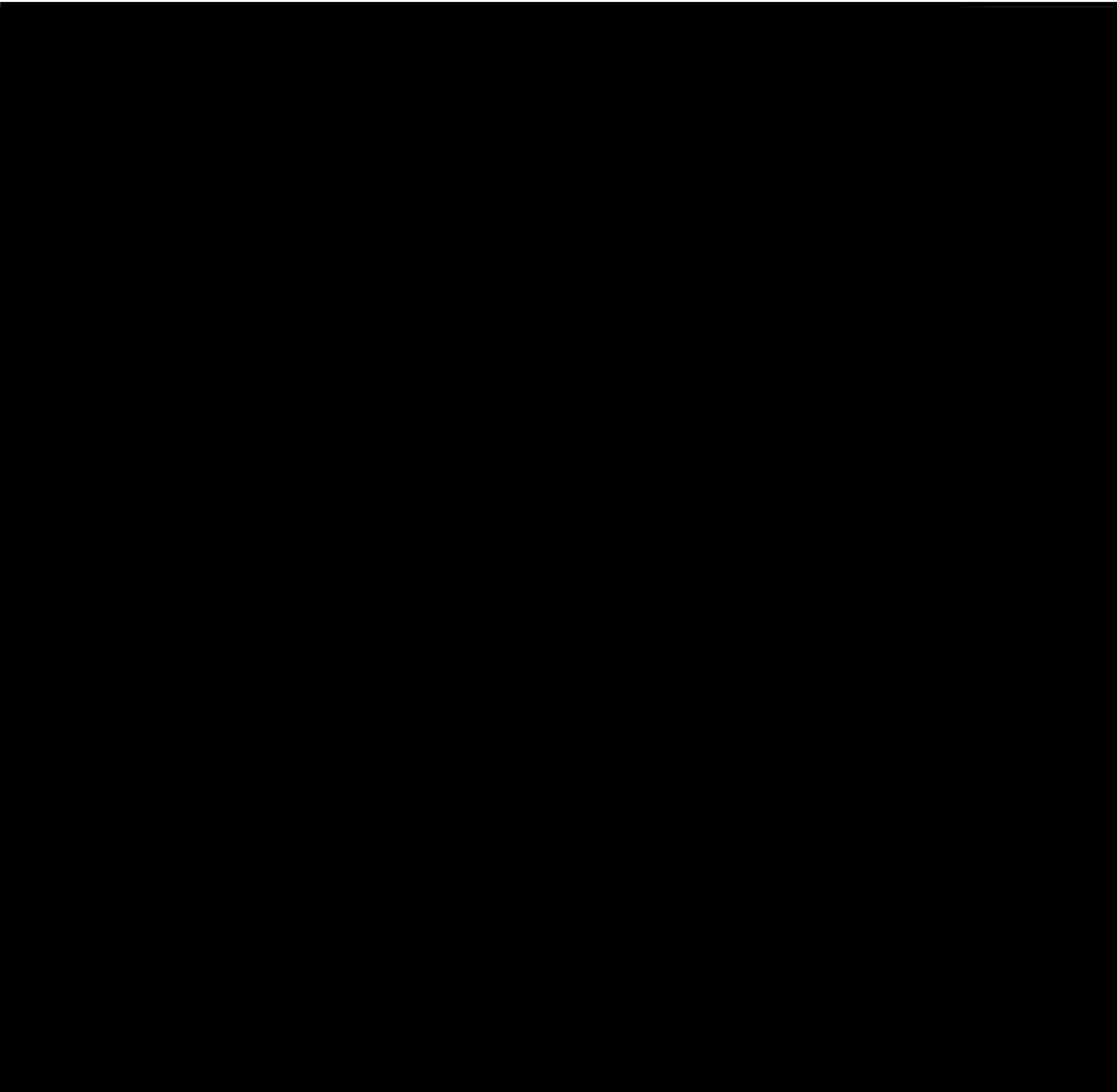
チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項



枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

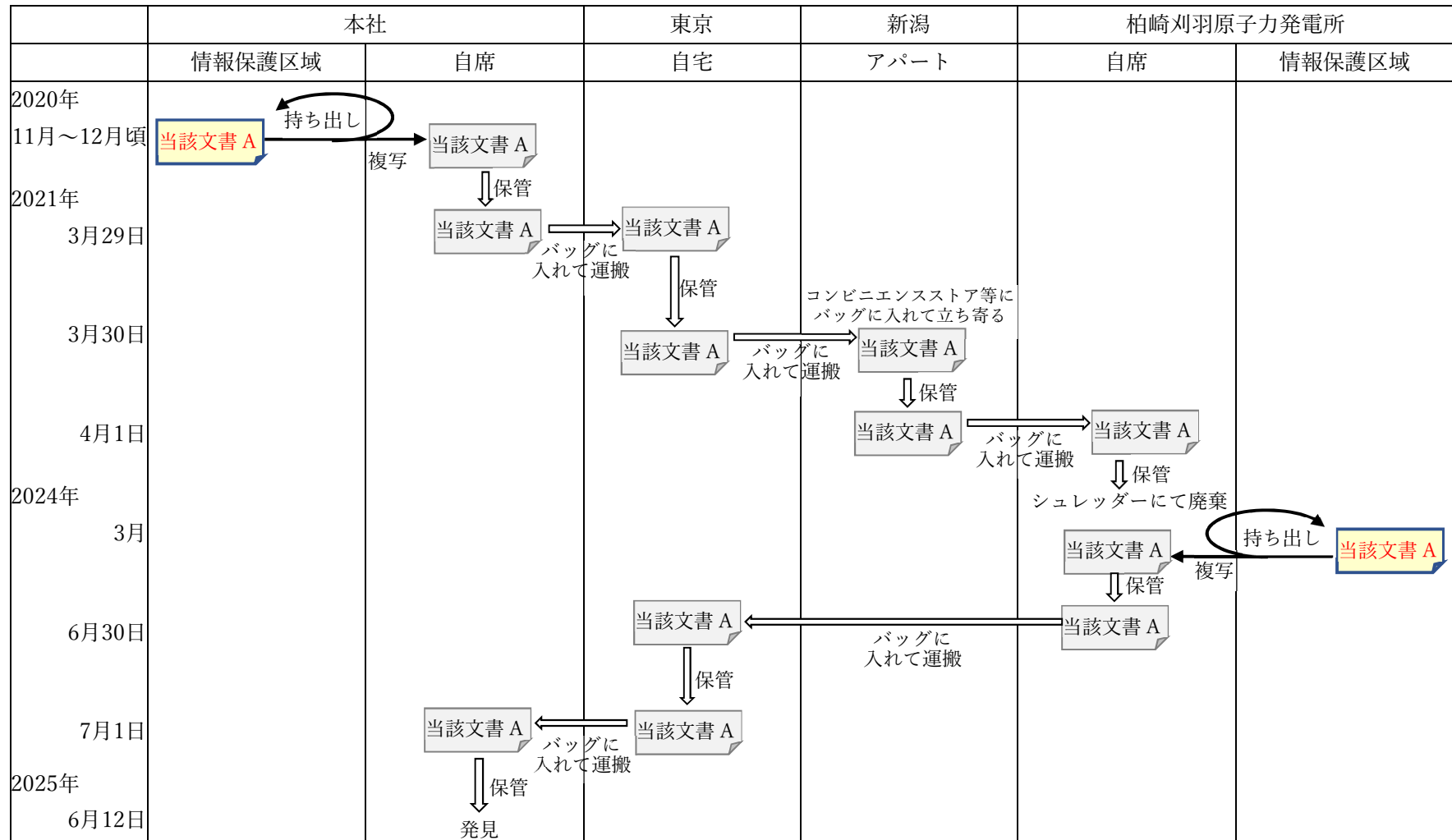


枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

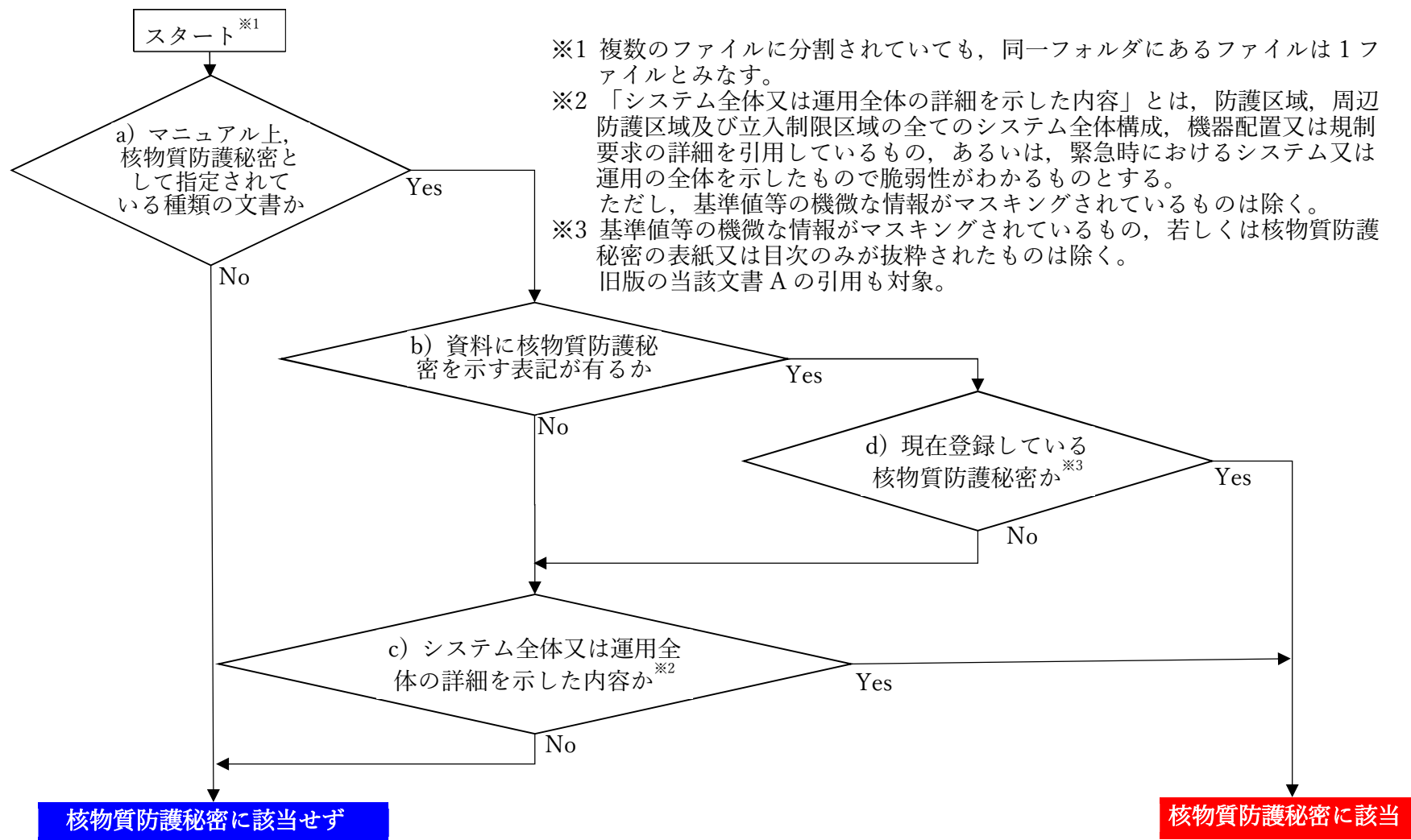
添付資料2 事案①～④の発生の経緯

時期	行為
2020年 11～12月頃	社員Aは、本社の一般職として、核セキュリティに関する業務を担当。この時、本社の情報保護区域内に保管されていた当該文書Aを情報管理責任者の許可を得ず、個人の判断で複写し、情報保護区域外の執務室自席にて保管。(事案① 1回目)
2021年 4月1日	社員Aは柏崎刈羽原子力発電所の核セキュリティ部門の管理職として人事異動。その際、本社の自席に保管していた当該文書Aの写しを柏崎刈羽原子力発電所の情報保護区域外の執務室自席に手持ちで運搬し、自席の施錠している引き出しに保管。
2023年 11月22日	社員Aは当該文書Bのスキャナによる電子データ化を実施し、柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部の共用フォルダと個人貸与パソコンのローカルフォルダに保存。(ファイルプロパティからの推定)(事案③及び事案④)
11月27日	柏崎刈羽原子力発電所にて行政機関への説明を実施。社員Aは、当該文書Bに記載されている内容について説明。
2024年 2月8～16日	原子力規制庁より当該文書Aの改訂版を本社核セキュリティ管理グループが受領し、柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部核セキュリティ運営管理グループにて情報保護区域内に保管。(所定の手続きにより、複写、持ち出し、登録を実施)
2024年 3月頃	柏崎刈羽原子力発電所の情報管理責任者であった社員Aは情報保護区域内に保管されている当該文書Aを複写したが、この際、登録台帳への記載は行わず、情報保護区域外に持ち出し、執務室自席の施錠された引き出し内に保管し、本社から持参した当該文書Aの写しについてはシュレッダーにて処分。(事案① 2回目)
7月1日	社員Aは柏崎刈羽原子力発電所から本社に人事異動となり、その際、柏崎刈羽原子力発電所の自席に保管していた当該文書Aの写しを本社の情報保護区域外の執務室自席に手持ちで運搬し、自席の施錠された引き出し内に保管。
2025年 2月10日	社員Aは1名で情報保護区域内に入り、当該文書Aを個人貸与のスマートフォンで撮影。その内容を基に当該文書Aを引用したメールを関係者に送付。(事案②)
6月12日	上司Bは、社員Aが当該文書Aを情報保護区域外で保管している状態を確認。(事案①発覚)
6月19日	事案①の調査の過程で、本社情報保護区域の監視カメラの録画映像を確認したところ、2月10日に社員Aが当該文書Aを撮影している様子を確認。(事案②発覚)
10月6日	柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部管理職が、セキュリティ管理部の共用フォルダに核物質防護秘密の電子データがあることを発見。(事案③及び事案④発覚)

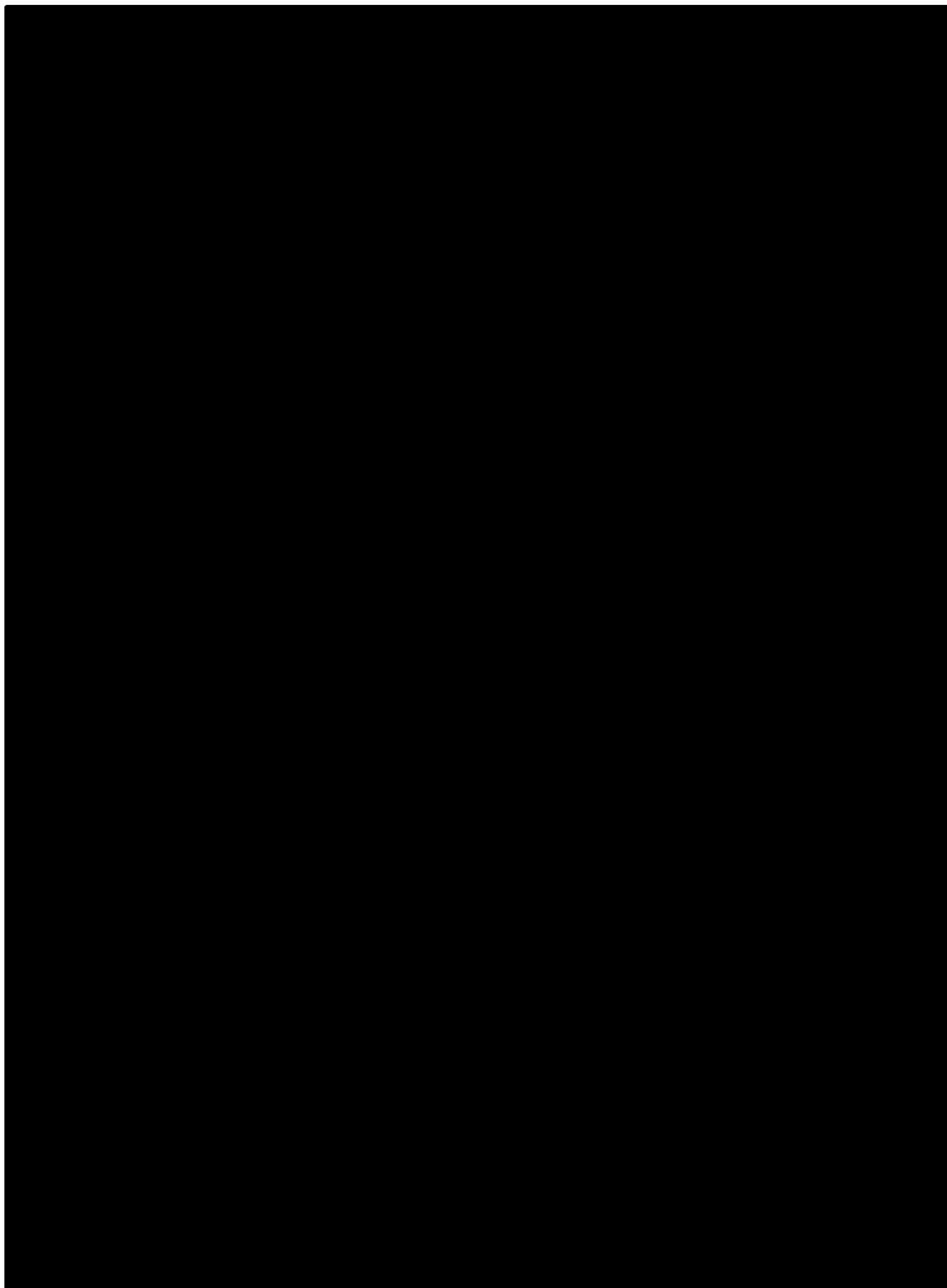
添付資料3 当該文書Aの写しの運搬経路の詳細



添付資料4 核物質防護秘密該当判断フロー



添付資料5 核物質防護秘密を含む電子データの検索方法



枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

添付資料6-1 事案①に関する発見、応急対策及び調査の経緯

時期	行為
2025年 6月12日	<b>事案① 当該文書A（紙媒体）発見</b> 情報保護区域内で保管すべき核物質防護秘密を、社員Aが情報保護区域外の執務室内自席にて保管しているとの社内通報が寄せられたため、上司Bが社員Aに事実関係を確認したところ、社員Aは事実であることを認め、自席で保管していた当該文書Aの写しを上司Bに提出。
6月12日	<b>応急対策① 当該文書Aの写し（紙媒体）の没収</b> 社員Aが所持していた当該文書Aの写し（紙媒体）を没収し、情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納した。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。
6月16日	<b>応急対策② 社員Aの本社情報管理責任者の指定解除</b> 上司Bは、社員Aの本社情報管理責任者の指定を解除した。
6月17日	<b>調査④ 社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認</b> 社員Aの個人管理什器内の書類を確認し、他に核物質防護秘密に該当する資料が無いか確認する。 →社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことを確認した。
6月17日～ 7月14日	<b>調査② 本社情報保護区域内録画映像の確認</b> 核物質防護秘密の適切な管理を目的として本社情報保護区域内に設置している録画機能を有する機器により核物質防護秘密を閲覧しているときの行為（対象者全員）を確認する。（対象期間：2024年12月23日～2025年6月16日） →2025年2月10日に社員Aが個人貸与のスマートフォンで撮影（事案②）した以外には、不正行為（無許可持ち出し、撮影）は確認されなかった。
6月20日	<b>応急対策③ 核物質防護秘密を取り扱う場合の2名ルール化</b> 情報保護区域内で核物質防護秘密を取り扱う場合並びに核物質防護秘密を情報保護区域外に持ち出す場合又は授受・運搬する場合は、2名以上でお互いが監視できる状態とすることをルール化した。
7月14日～ 8月8日	<b>調査① ii) インタビューの実施</b> 以下のいずれかに該当する対象者54名へのインタビューの実施 ・2020年4月以降にセキュリティ関係の業務を行っていた管理職又はチームリーダーで主要ポストに所属していた人（退職者含む） ・「i) アンケートの実施」で「不適切な行為をしたことがある」又は「不適切な行為を見たことがある」と回答した人 →3名から事案①に関して補足的な情報が確認された。

時期	行為
7月23日～ 8月28日	<b>調査① i) アンケートの実施</b> 2020年4月以降に、秘密情報取扱者に指定されている現役の当社全社員454名へのアンケート実施（アンケート実施前に「ii) インタビューの実施」の対象者は除く） →「核物質防護秘密の不適切な取り扱い（ルールに基づかない複製，撮影，持ち出し，保管）を行ったことがある」と回答した人はいなかったが、「核物質防護秘密の不適切な取り扱いを行っていることを見たことがある」と回答した人が5名いた。そのうちの2名から事案①に関する補足的な情報が得られた。
8月5日(本社) 9月8日 (柏崎刈羽原 子力発電所)	<b>応急対策④ 複写困難な特殊用紙の使用</b> 再複写が困難な特殊用紙（再複写すると，黒く塗りつぶされて印刷されるもの）に当該文書Aの使用頻度の高い箇所を必要な部数を複写

添付資料6-2 事案②に関する発見、応急対策及び調査の経緯

時期	行為
2025年 6月17日～ 7月14日	<p><b>調査② 本社情報保護区域内録画映像の確認</b></p> <p>核物質防護秘密の適切な管理を目的として本社情報保護区域内に設置している録画機能を有する機器により核物質防護秘密を閲覧しているときの行為（対象者全員）を確認する。（対象期間：2024年12月23日～2025年6月16日） →2025年2月10日に社員Aが個人貸与のスマートフォンで撮影した以外には、不正行為（無許可持ち出し、撮影）は確認されなかった。</p>
6月19日	<p><b>事案② 当該文書A（撮影）発見</b></p> <p>2025年2月10日に社員Aが個人貸与のスマートフォンで撮影した行為を確認。</p>
6月22日	<p><b>個人貸与のスマートフォンの内部のデータを検索</b></p> <p>個人貸与のスマートフォンの内部のデータを検索したが、撮影した画像は残っていなかった。</p>
8月25日	<p><b>応急対策⑤ 事案②に関連して社員Aが本社及び福島第二原子力発電所の関係者に共有したメールの削除</b></p> <p>社員Aが本社及び福島第二原子力発電所の関係者16名に送付したメールの内容は、核物質防護秘密に該当しないものと判断しているが、念のため、メールを削除した。</p>

添付資料6-3 事案③及び事案④に関する発見、応急対策及び調査の経緯

時期	行為
2025年 10月6日	<p><b>事案③ 当該文書B（共用フォルダ保存）発見</b></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部の部内専用の共用フォルダに、当該文書Bをスキャナで電子データ化した3ファイルが保管されていることを柏崎刈羽原子力発電所核セキュリティ部門の管理職が発見。</p>
10月6日	<p><b>応急対策⑥ 共用フォルダに保存されていた当該電子データのパスワード変更</b></p> <p>共用フォルダに保存されていた核物質防護秘密の電子データのパスワードを、セキュリティ部門で汎用的に使用されるパスワードから、現在の柏崎刈羽原子力発電所情報管理責任者の1名のみが知るパスワードへ変更。</p>
10月6日 ～10月30日	<p><b>調査⑥ 共用フォルダのアクセス可能人数の調査</b></p> <p>当該電子データにアクセス可能な人数及び当該電子データへのアクセスが許可されている人数について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→・共用フォルダの当該電子データへのアクセス可能人数 386名（2025年10月30日現在、推定人数）</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所セキュリティ管理部内で頻繁に使用されるパスワードを知っている人数 386名（2025年10月30日現在、推定人数）</li> <li>・そのうちの秘密保持義務者の人数 92名（2025年7月11日現在、推定人数）</li> <li>・そのうちの秘密情報取扱者の人数 92名（2025年7月11日現在、推定人数）</li> <li>・そのうちの当該文書Bにアクセス可能な人数 92名（2025年7月11日現在、推定人数）</li> </ul>
10月7日 ～11月25日	<p><b>調査⑦ 共用フォルダに保管されていた当該文書Bの電子データのアクセスログの確認</b></p> <p>共用フォルダに保管されていた当該文書Bの電子データが漏えいしていないことを確認するため、アクセスログを調査する。</p> <p>→ファイルが保存されてから社員Aを除く6名の者が当該文書Bの電子データにアクセス（ファイルの閲覧）したことを確認した。</p>
10月10日	<p><b>応急対策⑦ 共用フォルダ内の当該電子データの隔離</b></p> <p>共用フォルダからの当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複製したうえで、柏崎刈羽原子力発電所情報保護区域内の鍵付き保管庫に収納し、共用フォルダから当該電子データを削除。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。</p>

時期	行為
10月15日	<p><b>事案④ 当該文書B（個人貸与パソコンのローカルフォルダ保存）発見</b> 社員Aが本社で使用していた個人貸与パソコンのローカルフォルダに当該文書Bの電子データ3ファイルを2セット確認。</p>
10月16日	<p><b>調査⑧ 2023年11月の行政機関への説明の同席者への聞き取り</b> 2023年11月の行政機関への説明に同席していた可能性がある当社社員に当該文書Bをどのように説明していたか聞き取りを行う。 →2023年11月の行政機関への説明に同席していた可能性がある当社社員は社員A以外に5名になるが、そのうちの1名は退職済みであるため、4名に聞き取りを行った。</p>
10月16日 ～12月19日	<p><b>調査⑨ 個人貸与パソコンから核物質防護秘密が漏えいしていないことの確認</b> 社員Aが使用していた個人貸与パソコンのその後の行方を確認し、核物質防護秘密の漏えいが無いか確認する。 →柏崎刈羽原子力発電所で使用していた個人貸与パソコンについては、2024年6月末に同発電所から本社に人事異動となった後、同発電所の共用パソコンとして同発電所総務グループの委託先にて保管していた。その後、2025年4月4日に起動確認中に不具合を確認したことから、故障パソコンとして、2025年5月14日に千葉県内の当社施設に送付していた。その後、2025年10月23日に当該パソコンを取り寄せ、電子データをフォルダごと削除した。</p>
10月16日 ～12月24日	<p><b>調査⑨ 個人貸与パソコンから核物質防護秘密が漏えいしていないことの確認</b> 社員Aが使用していた個人貸与パソコンのその後の行方を確認し、核物質防護秘密の漏えいが無いか確認する。 →本社で使用していた個人貸与パソコンについては、パソコン本体が故障したため、2025年9月4日に委託先にて外部記憶媒体にデータの吸い上げを実施した。その後、2025年10月6日にパソコン本体を千葉県内の当社施設に送付し、2026年2月2日にパソコン内のデータを復元不能な方法で削除した。</p>
10月23日	<p><b>事案④ 当該文書B（個人貸与パソコンのローカルフォルダ保存）発見</b> 社員Aが柏崎刈羽原子力発電所で使用していた個人貸与パソコンのローカルフォルダに当該文書Bの電子データ3ファイルを1セット確認。</p>
10月23日	<p><b>応急対策⑧ 社員Aの個人貸与パソコンローカルフォルダ内の当該文書Bの隔離</b> 社員Aが柏崎刈羽原子力発電所で使用していた個人貸与パソコンのローカルフォルダ内の当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、本社情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納し、個人貸与パソコンローカルフォルダから当該電子データを削除。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。</p>

時期	行為
11月15日	<b>応急対策⑦ 共用フォルダ内の当該電子データの隔離</b> 柏崎刈羽原子力発電所共用フォルダバックアップデータから当該文書Bの電子データの削除を確認。
2026年 2月2日	<b>応急対策⑧ 社員Aの個人貸与パソコンローカルフォルダ内の当該文書Bの隔離</b> 社員Aが本社で使用していた個人貸与パソコンのローカルフォルダ内の当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、本社情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納し、個人貸与パソコンローカルフォルダから当該電子データを削除。一連の事案に関する調査終了までの間、暫定的に同場所にて保管し、その後、確実に廃棄する予定。

添付資料7 当該文書Bの電子データの複製経緯（本人への聞き取りとファイルプロパティからの推定）

① スキャンフォルダ ～ グループ内のみアクセス可	② 柏崎刈羽原子力発電所個人 貸与パソコン ～ 本人のみアクセス可	③ 柏崎刈羽原子力発電所共用 フォルダ ～ 部内のみアクセス可	④ バックアップデータ ～ 部内のみアクセス可	⑤ 一時利用フォルダ ～ 本人、柏崎刈羽原子力発電 所総務グループ(委託先含む) のみアクセス可	⑥ 本社個人貸与パソコン ～ 本人のみアクセス可
2023/11/22 18:26～35 当該文書Bをスキャンし、電子 データを保存	2023/11/22 18:35頃 ①スキャナフォルダより 柏崎刈羽原子力発電所個人貸 与パソコンのローカルフォル ダに当該電子データを移動保 存	2023/11/22 21:03 ②柏崎刈羽原子力発電所個人 貸与パソコンより複製保存	2023/11/23 0:00(推定)より 1日4～6回、③柏崎刈羽原子力 発電所共用フォルダより自動 バックアップ保存開始	2024/6/20 柏崎刈羽原子力発電所総務グ ループから社員Aに対して利 用開始の連絡	
2023/11/22 18:35頃 当該電子データ移動削除(推 定)	2023/11/27 11:26 ③柏崎刈羽原子力発電所共用 フォルダより上記とは別のロー カルフォルダに当該電子デー タを複製保存	2025/10/10 当該電子データを外部記憶媒 体に保存し、柏崎刈羽原子力発 電所情報保護区域内に暫定保 管	2025/11/15 当該電子データが自動削除 されたことを確認		
2023/12/6頃 当該電子データが残っていた としても自動削除	2024/6/末 社員Aは本社に人事異動発令	2025/10/10 当該電子データを削除		2024/6/29 6:56 ②柏崎刈羽原子力発電所個人 貸与パソコンの特定のローカ ルフォルダのファイルを全て 複製	2024/7/1 6:49 ⑤一時利用フォルダより 複製保存(一時利用フォルダを 削除したかどうかは不明)
2025/10/30 当該電子データが保存されて いないことを確認	2025/3/27 柏崎刈羽原子力発電所の共用 パソコンとして総務グループ に移管			2025/1 半年経過に伴い、 一時利用フォルダ削除	2025/6/12 事案①発覚 (同じ時期に本パソコンの不 具合発生)
	2025/4/4 起動確認中に不具合があり、故 障申請				2025/9/4頃 本パソコン内データを委託先 にて外部記憶媒体に吸い上げ 外部記憶媒体は本社情報保護 区域内で暫定保管
	2025/5/14 柏崎刈羽原子力発電所総務グ ループから千葉県内の当社施 設に故障パソコンとして到着				2025/10/6 本パソコン本体は、千葉県内の 当社施設に故障パソコンとし て到着
	2025/10/23 千葉県内の当社施設から本パ ソコンを取り寄せ、当該電子デー タを全て削除				2026/2/2 本パソコン内データの復元不 能処理



③組織の要因 (体制, 教育, 倫理, 資質)

今回の事案が発覚するまで、社員Aが不適切な行為を行っているという認識を誰も持っていなかった

社員Aは情報管理責任者であった

情報管理責任者は情報管理のルールを守らせる立場であり、情報管理責任者自らがルールを守っていないとは思わなかった  
【問題点③】【対策V】

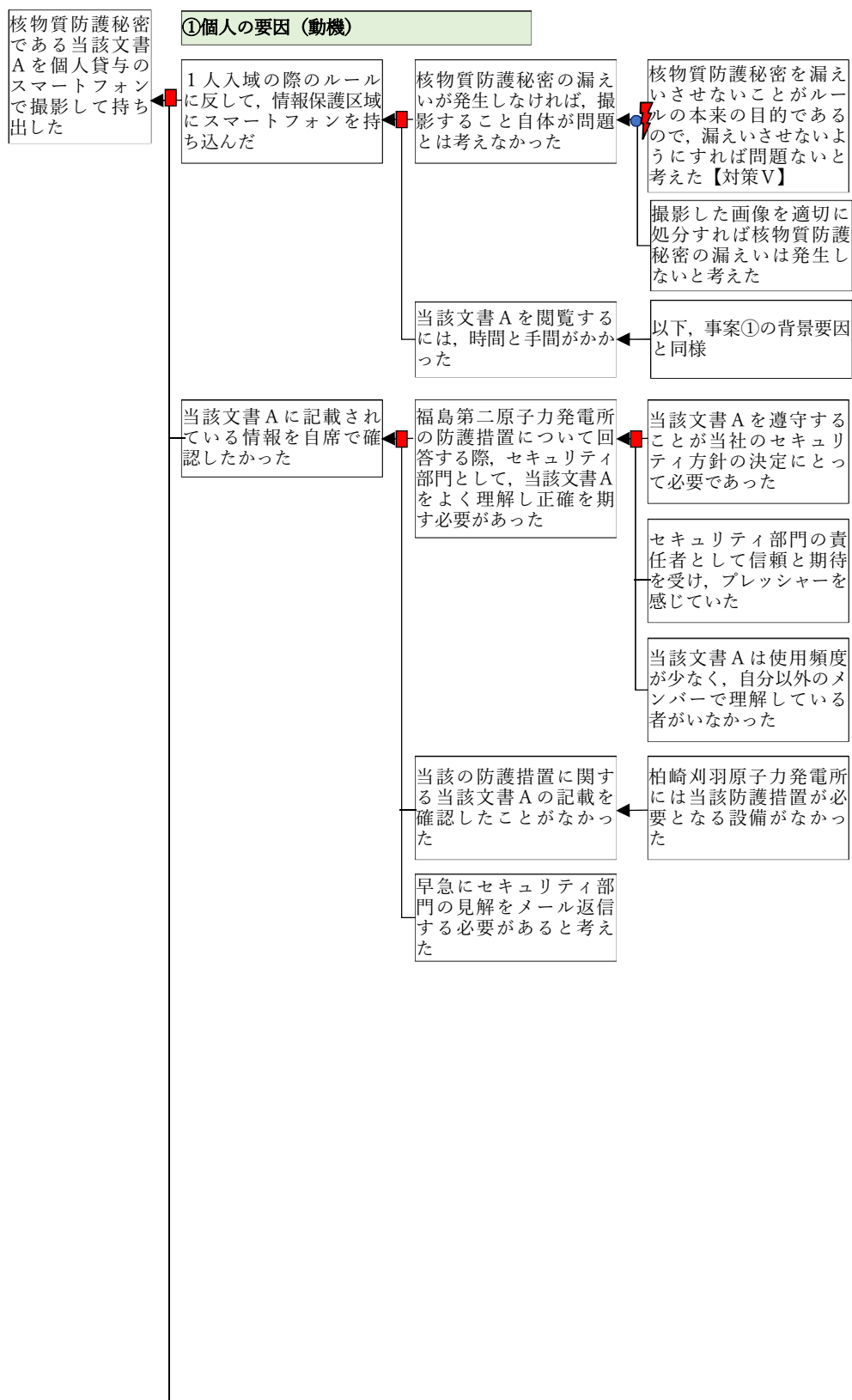
情報管理責任者は上位職者と同じ責任感を持って情報管理の業務にあたっていると思っていた

社員Aは、業務に精通しているので、不適切な行為をするとは誰も思わなかった

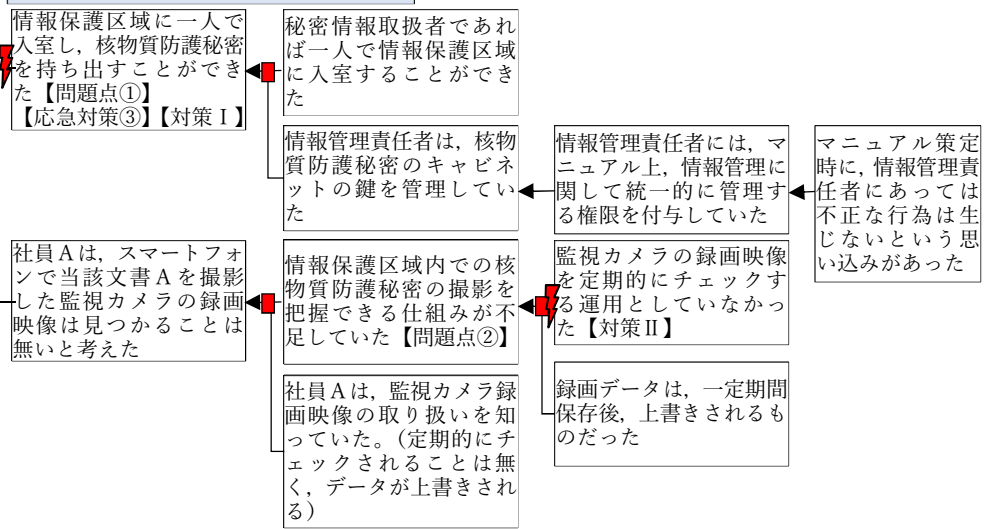
社員Aは核物質防護業務経験が長かった

誰でも内部脅威者になり得るというリスク認識を組織全体として醸成できていなかった  
【対策I】 【対策II】  
【対策III】 【対策V】

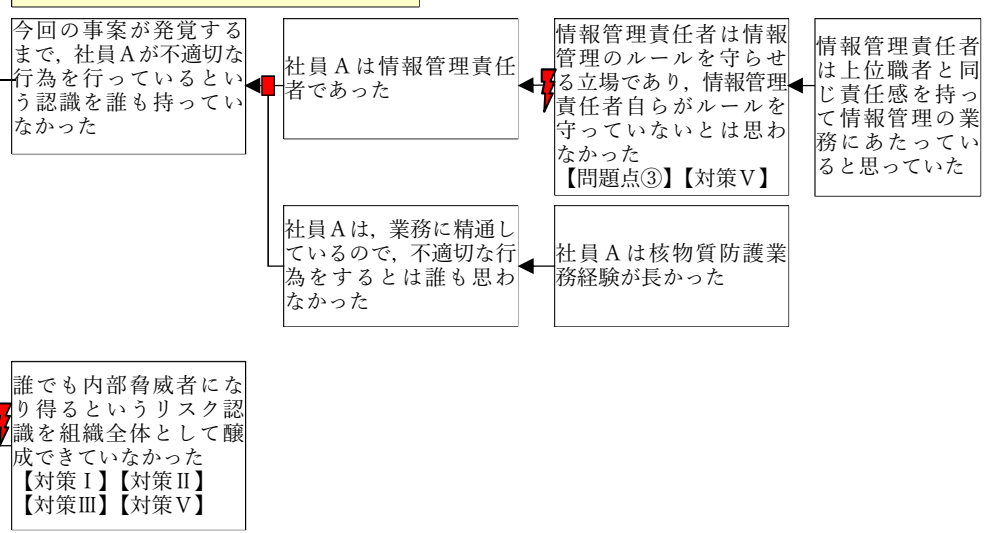
添付資料8-2 事案②：核物質防護秘密を撮影したことに関する背景要因分析



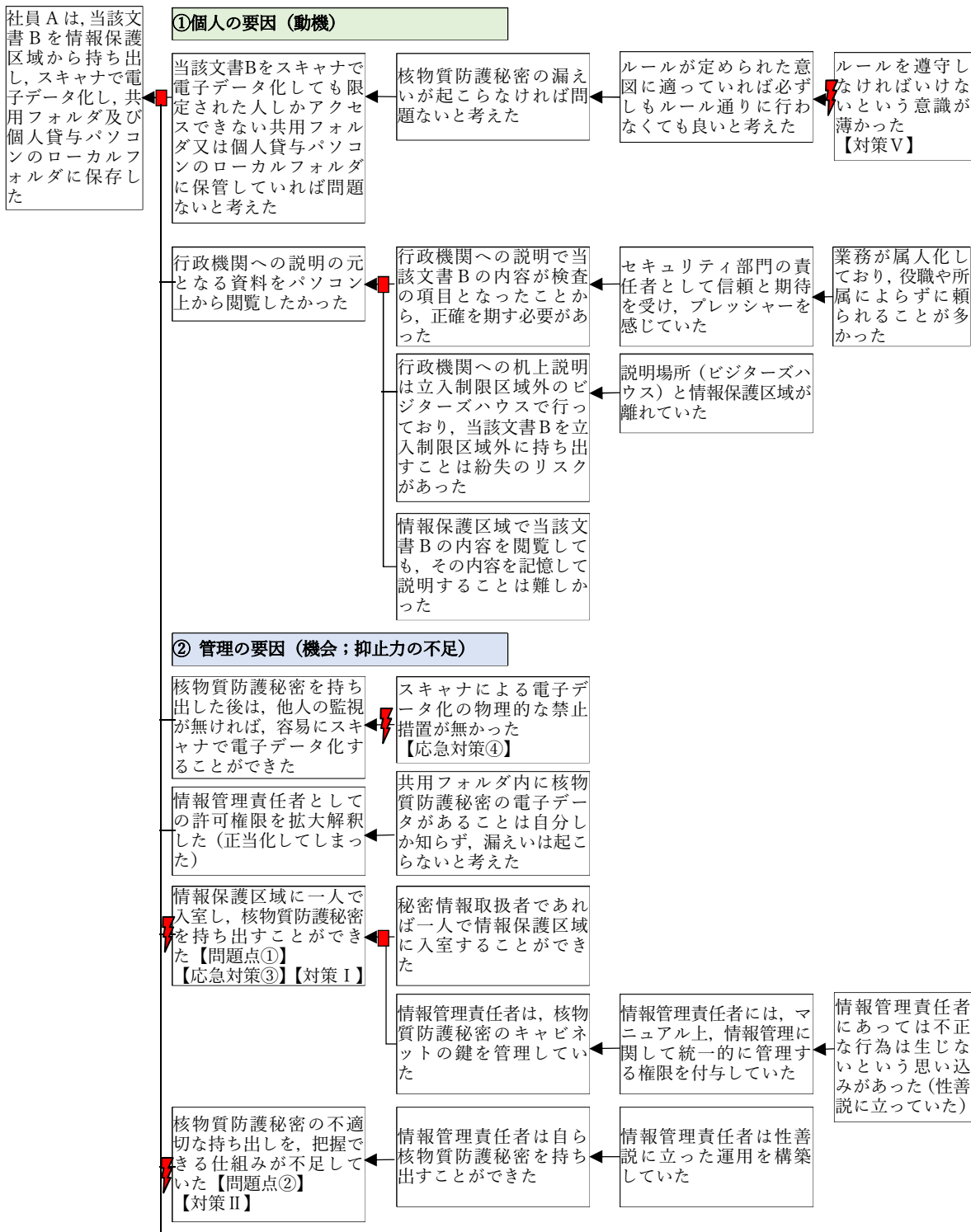
**② 管理の要因 (機会：抑止力の不足)**



**③ 組織の要因 (体制、教育、倫理、資質)**



添付資料8-3 事案③及び事案④：核物質防護秘密を電子データ化して共用フォルダ及び個人貸与パソコンのローカルフォルダに保存したことに関する背景要因分析



③組織の要因 (体制, 教育, 倫理, 資質)

